

タイトル	アイデア(言論・出版・報道の自由)市場への政府介入
著者	コース, ロナルド・H; 増田, 辰良
引用	北海学園大学法学研究, 39(3): 467-478
発行日	2003-12-30

アイデア（言論・出版・報道の自由）市場への政府介入

ロナルド・H・コース
増田辰良（訳）

要約

本稿は、R.H. Coase, 1974, *The Market for Goods and the Market for Ideas*, *American Economic Review*, 64(2),

384-391を全訳したものである。本稿は、アメリカ合衆国憲法修正第一条が保障する「言論・出版・報道の自由」を「アイデア市場」とよび、通常の財・サービス市場への政府介入との比較で、アイデア市場への政府介入のあり方を考察してい

料。従来、財・サービス市場への政府介入は「市場の失敗」

を補整することから正当化されてきた。ただし、この介入が

え正しい評価を受けていない。この論文において、コースは、

アイデア市場は市場参加者（知識人など）の利己心と自負心
に任せて自由に運営される限り、うまく機能する、という。
また、アイデア市場への政府介入が許されるのは、財・サー
ビス市場への介入が正しい評価を受けた場合である、という。

（訳者）

政府が、通常、市場を規制するときには、財・サービス市
場と——私が簡略して言うところの——「アイデア市場」とを
厳密に区別している。このアイデア市場とは、アメリカ合衆
国憲法修正第一条（the First Amendment）が対象とする領
域——言論、出版と信教の自由など——である。アイデア市
場という言葉は憲法修正第一条が厳密に適用される範囲の境
界を表現したものではない。事実、こうした境界線を明確に
引くこともできそうにない。しかし、アイデア市場は、——言
論による意見の表明、出版とこれらに類似した行動——明ら
かに憲法修正第一条が保護をしている諸活動の中心に位置し
ている。そして、憲法修正第一条の論点と関係があるのもこ

うした諸活動である。

私が考えていることは憲法修正第一条が可決されるはるか
前からあり、既に支持を受けていた。そして、一般的な問題
よりも憲法修正第一条に限定すれば、——アメリカの法律家
にとつては必ずしもそうではないが、——経済学者たちが危
惧を抱く問題もいくつかある。危惧というのは、我々の議論
がアメリカの裁判所、特に最高裁判所の考えに集中しがちで
あるということと、そのために経済学者が開拓してきた方法
論——既に、おなじみの公益事業の経済学——よりも裁判所
が好む市場の規制の仕方を受け入れることになってしまい、
独占問題に関する経済学の議論を台無しにしてしまうこと
である。この規制の仕方を受け入れてしまえば、別の制約が生
じることもある。というのは問題はアメリカ合衆国憲法の範
囲内に限定すると、経験に頼ることやその他の領域の問題を
さらに考えづらくしてしまうからである。

私はどんな通念を検討すれば良いのだろうか。財市場にお
ける政府規制は望ましいが、他方、アイデア市場での政府規
制は望ましくなく、厳しく制限すべきである。政府は財市場
を規制する適任者であり、それに相応しい根拠をもっている。
なぜなら消費者は適切な選択をする能力を十分にはもってお

らず、しばしば生産者は独占的な行動をするからである。そして、後者は政府による規制がなければ、公益 (the public interest) を促進するような活動もしないからである。アイデア市場の状況は、これとは全く違っている。もし、政府がこの市場を規制しようとしても、うまくいかないであろう。そして、その規制の根拠も一般的には不十分であろう。その結果、規制目的を成し遂げたとしても、その成果は必ずしも望ましいものにはならないだろう。むしろ、自由なままにしておけば、消費者は目の前にある多くの考えの中からうまく選ぶことができるのである。

他方、財市場において、自分たちの行動に節度がないことを指摘される生産者たちは、——経済的に強かろうが弱かろうが——ニューヨーク・タイムズやシカゴ・トリビューンへ投稿をし、あるいはコロンビア放送局へ出演することによって公益にかなう活動をするよう約束させられることになる。政治家たちは、——その行動は時折、我々を傷つけることもある——非難にもめげず発言をしている。商業用の広告——しばしば意見の表明にすぎないし、また憲法修正第一条によって守られていると考えられている——を財市場の一部であると考えるのは、こうした考え方の支持者としては変り者であ

る。その結果、意見が著書や論文で発表されれば、それは政府規制の対象外になるが、広告に掲載された意見を政府が規制する（あるいは抑制する）ことは望ましいこととして支持される。

財市場とアイデア市場における政府の役割について、こうした相反する考え方は、これまで極端な右翼者（ファシスト）、あるいは左翼者（共産主義者）によるものを除けば、検討されてこなかった。概して、西洋世界はこれに同調する特質 (the distinction) や政策勧告を受け入れている。しかしながら、この問題の特殊性は決して見過ごされてきたわけではない。私は読者の注意を引くためにアーロン・デイレクター (Aaron Director) の論文を紹介しよう。デイレクターは最高裁の意見として、ウィリアム・ダグラス (William O. Douglas) 裁判官の見解を引用している。その見解は明らかに憲法修正第一条を解釈したものであるが、憲法論議に依らないような考えも含んでいる。ダグラス裁判官は次のように言っていた。「言論の自由、出版の自由、信教の自由はそれぞれ別個に扱われてきた。これらは規制権限の及ばないところにあつた。つまり工場、スラム、アパート、石油の生産などに対するような規制を受けてこなかった。」 (Beauharnis v. Illinois)。デイレ

料 クターは言論の自由を「唯一、レッセ・フェールがいまだに

重んじられている領域である」、と言っている。

資 なぜ、なのか。その理由として、指摘されることはアイデア

アを自由市場とする考え方は、財を自由に取引する考え方は根拠を異にしているからである。再び、ディレクターは、次のように引用している。「知的生活を営むためには、自由な市場が望ましいという考えは、それが経済生活を営むのに望ましいと考えられる前から主張されていたことである。アイデアを自由に取引することのメリットは、市場におけるサービスの自由な取引から生まれるメリットが認識されるよりも前から知られていたことである。」近年、特に、北アメリカにおいて、アイデア市場に関するこうした特別な考え方は、政治団体の民主主義的な圧力行動によって強まっている。

というのは、政府規制下にならないアイデア市場をうまく機能させることが重要であると考えられているからである。これは私がコメントをしたくないような多くの問題を含んでいる。そこで、この特殊な政治システムによって達成されることは、多くの「市場の失敗」をもたらす、とだけ言うておこう。

アイデアが自由な市場での取引物になるということは民主主義にとって意義のあることであるが、また別の理由から知

識人たちはアイデア市場を賛美し、財市場を軽視する傾向があるようだ。私はこうした姿勢を認めたくない。ディレクターも次のように明言していた。「当面、多くの人たちは、かなりな時間を経済活動に向けなければならぬ。というのは人々にとって、利用可能でたえず変化しうる諸機会の中から選択をする際に、資源の所有者としての選択の自由、雇われる自由、投資の自由というものがあるが、これらは、言論の自由や政治参加への自由と同じくらい重要であるからだ。」明らかに、この考えは正しい。というのは、どの国の誰にとっても衣食住の供給は「正しい考え (right ideas)」の供給——たとえその内容を周知していたとしても——よりもなお一層重要だからである。

しかし、二つの市場の重要性を比較することを止めて、次へ進もう。この二つの市場において政府が果たす役割には違いがあるという意見は、あまりにも奇妙なので説明を加える必要がある。政府は社会の機能を活性化させるのに不可欠な主体ではあるが、ある活動範囲からは排除すべきである、と言うだけでは済まされない。主として、より緊急度の低いこと (the lower orders) に関係する市場においてさえ、その効率性を減じることは望ましくない。政府介入はある面では

とても有害であるが、別の面では有益になるという矛盾もある。この矛盾を理解するには、次のような人たちが居ることを知るだけで十分である。つまり、アイデア市場への政府規制を禁じる憲法修正第一条が広範囲に適用されることを強く懸念している人たちが、その他の市場へは政府規制を拡張するよう力説している場合である。

この矛盾をどう説明すればよいのだろうか。ディレクターは、次のようなことをほのめかしていた。「知識人たちが言論の自由を好むことは一見縦断的な利害関係 (vertical interest) でもって説明できそうである。誰もが自分の職務の重要性を誇示したがるが、他人のそれは軽視しがちである。知識人たちは真実を追求しているが、その他の人たちは単に生活上の糧を稼ぐことに専念しているに過ぎない。ある人は学識のある専門家に従うが、その他の人たちは商売に従っている。」この論点をもう少し大まかに説明しよう。アイデア市場というのは、知識人たちが自分の商行為を営む市場である。矛盾については自負心 (self-esteem) と利己心 (self-interest) とで説明できる。自負心は知識人に自分たちの市場の重要性を誇示するよう促す。財市場を規制することは当然のことのように思える。とりわけ、知識人たちの多くは、自分たち自

身を規制する側にいる者とみなしていることもっともなことである。しかし、利己心は——財市場は規制されているが——アイデア市場が規制されないことを確かなものにするために自負心と融合する。こうして二つの市場における政府の役割に関する矛盾は共存し合えるのである。そして、これがこの問題の結論である。ただし、これが上手な説明であるとは思わないが、他に説明の仕様もない。

これがアイデア市場を神聖化するときの主要な説明方法であることは、報道機関の行動をみれば分かる。報道機関はもちろん報道の自由原則を最も強く擁護している主体であり、いわば見えざる手「市場の機能・訳者」によって導かれてきた成果と比較して公的サービスも擁護している。報道機関の言動を調べてみると、ある一点において一貫性がみられる。それらは常に報道機関の利己心と一致している。報道機関はその公表した資料の出所を公開するようには強いられない、という問題を考えてみよう。これは国民の知る権利を擁護しているからである。つまり、国民は報道機関が公表した資料の出所を知る権利をもたないことを意味する、と理解されている。話題の出所を知りたいということは、単なる好奇心では済まされない。出所が判らなければ、その情報の信頼度や

料 その正確性をもチェックしようがない。私は学界でのこれまでのやり方を——できるだけ出所を公開し、同僚諸氏の精査を受けること——正しいと思うし、真実を追求するときの基本的な方法であるとも思う。もちろん、報道機関がおこなう反論に有効性がないと言うわけではない。ある人たちは本当に自分の考えを支持してくれることが分かっているならば、自分の考えを正直に表明しないこともある。しかし、この議論は政府、実業界あるいは個人であれ、その表明する意見については、どれにも当てはまるものである。なぜなら、信頼の背景には必ず率直さがあるからである。ただし、この議論は、報道機関が関心をもっている限り、自分たちの信念を公表することを妨げるものではない。もちろん、情報を伝えることによって信頼が損われたり、公表された資料の出所を盗み出した文書でもって暴露するような情報の流れは遮断すべきであろう。こうした行動は報道機関が自分たち以外の人たちに求めている高貴な道徳心や法を良心的に遵守することなどとは合致しないからである。私は、ウォーターゲート事件に

関する重大な間違いはニューヨーク・タイムズが関わって(organized)いなかったことであるとは思わない。私は評価のしづらいこうした事件すべてにおいて矛盾するような争点

はない、とは言いたくない。私が言いたいことは、報道機関は評価のしづらいことに気づいていないということである。

この問題がもっと鮮明に出ている別の事例として、放送への政府規制がある。この規制のあり方について、報道機関の立場を取り上げよう。放送はニュースや情報の重要な源泉である。これは憲法修正第一条の保護対象に含まれている。だが、放送局の作る番組内容は政府によって規制されている。

憲法修正第一条の厳格な運用を支持する報道機関は、この規制に対して言論の自由を抑圧するものだ、としてたえず攻撃してきただろう、と誰しも思っている。しかし、事実はそのではなくて、彼らは攻撃をしてこなかった。連邦通信委員会(The Federal Radio Commission、現在の名称はthe Federal Communications Commission)の創設以来、四十五年が過ぎたが、報道機関が政府の放送規制に対して疑問を提示したことはほとんどなかった。報道機関は——政府規制を受けていなくても、気にはしていたが——放送業の自由を守るために努力をしてきたとは決まっていえない。

私は自分がアメリカの報道機関に対して敵意を述べていると思われたくないので、同じような行動をとっている報道機関がイギリスにもあることを指摘したい。この場合、行動

(actions) と公表した信念 (beliefs) との間にある著しい違いは、イギリスで設立された報道機関は政府によって作られた独占体であり、ニュースや情報の出所を独占しているところにある。報道の自由原則を踏みにじるようなこのやり方に対してイギリスの報道機関は憤りを感じてきた、と思われるかもしれない。がしかし、事実はそのようではなかった。私の知る限りでは、報道機関は放送の独占を支持していた。なぜなら、イギリス放送協会 (the British Broadcasting Corporation = the BBC) に代わる商業放送局があり、広告料収入をめぐる競争が活発になるものと考えていたからである。しかし、報道機関が広告料収入をめぐる競争を求めなかったならば、彼らはまたニュースの供給に関わる競争が促進されることも望まなかったであろう。そこで報道機関は少なくともニュースと情報の御用商人であるイギリス放送協会に圧力をかけるよう最善を尽くした。イギリス放送協会が最初に設立されたとき（それは、まだ the British Broadcasting Company であった）、この放送協会は確かな名の通ったニュース・エージェンシーから入手したものでなければ、ニュースも情報も放映することを禁止されていた。ニュースは、午後七時には放映されなかった。そして、このことは別の規制を受けてい

る新聞の販売に悪い影響を与えた。何年にもわたる報道機関とイギリス放送協会との交渉の末に、こうした規制もしいに緩和されてきた。しかし、イギリス放送協会が午後六時前に定期的なニュース速報を放映したのは第二次世界大戦が勃発した後であった。⁽¹⁾

ただし、実業家たちの言動がお金に左右されていることについてはあまり知られていないようである。新聞業界にいる守銭奴たちに他のどんなことを期待すれば良いのだろうか。さらに、反論されるかもしれない。なぜなら、主義主張 (doctrine) がそれから利益を受ける人たちによって広められるということは、その主義主張自体が望ましくないということの意味しないからである。結局、言論の自由、報道の自由というのは、高潔な学者たちによって——この学者たちがもつ信念は卑近な動機からではなくて純粋な動機に基づくものである——擁護されてこなかったのだろうか。この学者として、ジョン・ミルトン (John Milton) ほど高潔な人はいなかったであろう。彼が言論や出版の自由について主張したパンフレットであるアレオパジティカ (Areopagitica) から分かるように、「公の認可を受けずに印刷物を公表すること」は、たぶんこれまで書かれてきた報道の自由原則を最も良く擁護

料 している。このことから、私はミルトンの報道の自由に関する議論を再考察する価値があると考えている。ミルトンの著作はこの論文の目的以外に有益な多くの論点を含んでいる。資

このパンフレットは一七七六年「アダム・スミスの『国富論』」が出版された年・訳者」よりもはるか前の一六四四年に出版されたことからしても、競争市場がいかに機能するのかわかるといふことの一般的な理解がなされる前の、そして現代的な民主主義論が現われる前のこうした議論の特色について知ることが出来るからである。

しかし、私がミルトンの考えを広める役割をするのは無駄なことであろう。私は、十七世紀のイギリスについてはほとんど何も知識を持ち合わせていない。そして、私が理解できないような含蓄に富むミルトン自身のパンフレットも多くある。だが、時代を超えて論争 (Passages) があり、それを理解するにも何ら専門知識を必要としない。

誰もが期待するように、ミルトンはアイデア市場の重要性を主張していた。『知る自由、発言する自由、良心、とりわけ自由について論じ合う自由をください』(四四頁)。アイデア市場は財市場とは違うので、同列には扱うべきでない。『真理や知性はチケット、法令や規範などによって独占され、売買

されるような商品ではない。国中にある全ての知識 (knowledge) から商品を作ったり、上等の服地や羊毛梱に付けられている商標や特許などを知識に付けようと考えるはいけな

い』(二九頁)。印刷物に特許を付与することは、知識人や学問を志す者たちに対して無礼 (an affront) なことである。『ある人が世間に文章を公表するときには、彼は自分を正当化するためにありつただけの合理的な理由付けや用意周到な準備をする。彼は調べものをしたり、仲介役 (mediates) をしたりと勤勉にふるまう。そして、思慮深い友人たちと相談をし、話し合いをする。結局、彼は目の前にある書物と同じように、自分が書いたことを広める役割もしているのである。この場合、もし、忠誠心や円熟に裏打ちされた完璧な行動から(――年齢、仕事、能力の証明などに依らない――)暇のない検閲官(――たぶん彼は若年で判断能力が劣り、本の執筆作業については何も知識を持ち合わせていない――)の軽率な意見に対しても(――彼がかなり勤勉に振舞わないで、闇雲にも行動しない――)彼が(――まだ信用されず、疑われるようなことのない――)紳士として振舞うならば、そして、彼が攻撃も軽蔑もされないで、(――保釈 (bail) や担保となるべき財産の所有権を示す書類 (title) をもとに後見人や検閲官と

もに——）ちつぽけな人物としてであれ印刷物に登場しなければ、（——そして、彼は無能でもなければ女たらしでもない——）それは著者、書物、学問上の特権と威厳に相応しい名誉や名声を傷つけざるをえない”（二二七頁）。特許もまた大衆にとって無礼なことである。それは大衆にとっても不名誉の上ないことである。というのは、もし、我々が検閲官をとでも嫉んでいるのであれば、我々がすべきことは——パンフレットに出ている彼らをあえて信用せずに、彼らをうわついた、邪悪なそして信念や思慮が病的にかつ薄弱であるような人たちだとして非難することの他に——彼らの指示（the pipe）による以外は何も書き留ないように（take nothing down）することである”（三〇頁）。アイデア市場では正しい選択がおこなわれている。“[「真理」と虚偽とを考えよう。誰でも真理は自由でオープンな行為によって一層悪化させられることを知っている”（四五頁）。特許を認可している検閲官たちの能力は高くない。ただし、ミルトンによれば、この検閲官は「勉強熱心で学識があり、思慮深い人たちである。しかし、このことは我々が知りたいことではない。我々は将来を見据えて、この検閲官がどんな人たちであるのかを容易に想像する。つまり、無知で大柄で怠慢なのか、あるいはいや

しくも金銭欲が強い人なのかどうかを想像する”（二二五頁）。検閲官は虚偽よりも、もっと真理を抑圧しそうである。すなわち、もし、検閲官の行為を規制することにすれば、真理それ自体よりも、もっと禁止すべきものがあるようだ。偏見と慣れから曖昧模糊となった我々の目に写るものは、多くの誤りよりも、もっと見苦しくかつ不相応なものになる……”（四七頁）。そして、またミルトンは、彼が書いてきたものに著作権が認められているのは産業界からの要請によるものであった、と言っている。“いかにして優位な立場を得たか……それは書物の売買時における既存の著作権や独占者たちの詐欺まがいの行為による賜物である”（五〇頁）。

ミルトンの考え方では、利己心は小さな役割しかしていない。しかし、彼の議論にはディレクターが言及しているような知識人がもつうぬぼれ（pride）がたくさん含まれている。著述家は学識があり、勤勉で信頼に耐える人たちである。検閲官は無知で無学で卑近なことで動機づけられており、たぶん「若年であり」判断能力も「劣っている」ことだろう。大衆は常に虚偽よりも真理を選んでいる。これは少々一面的な見方であって、完全には納得できない。そして、これによって有識者たちを納得させるならば（しばしば、納得させてき

料 た)、確かにそのとおりである。なぜなら、大衆にとって良いものが社会にとつても良いものであることは容易に説得できるからである。

私は財市場とアイデア市場との間にあるこうした違いが重要であるとは思わない。この二つの市場には、根本的な違いはない。そして、こうした市場への公共政策を決めるときには共通の問題を考える必要がある。全ての市場において、生産者は正直になったり、あるいは不正直になる根拠がいくつもある。消費者たちはいくらか情報をもっているが全てをもっているわけではないし、あるいはもっている情報を使い尽くすことさえできない。規制者たちは誰でもうまく職務を遂行したいと思っている。そして、ときたま有能でないがために特別な利害関係の下に置かれることもあるが、やはりうまく職務を遂行するようにふるまう。なぜなら、我々の誰とも同じように、彼らは最強の目的をもつ人間が最高ではない、という人たちだからである。

私が共通の問題を考えるべきであると言っているのは、全ての市場に同一の公共政策を実施すべきであるということではない。市場ごとにある特別な事情はそれに応じて斟酌すべきである。そして、適切な社会的仕組みもそれに応じて変わ

りうる。石鹼、住宅、自動車、石油と書物の供給を規制するために同一の法的仕組みを用いるのは得策ではない。私の主張は、公共政策を決定するときには全ての市場に対して同一の方法論を用いるべきである、ということである。事実、財市場について経済学者たちが好印象をもっている方法論をアイデア市場へ適用すれば、アイデア市場への政府介入は財市場へのそれよりも一層強固なものになることは明らかである。例えば、経済学者たちは市場がうまく機能しないとき、——よく言われる隣人への効果あるいはスピルオーバー効果が存在するとき、あるいは適切な用語ではないが「外部性」という用語を使う状況が発生しているとき——直接介入をはじめ政府の介入を要請する。所有権制度があること——アイデアを広めたり、改革の提案をする人たちがその成果の見返りを受け取れることを保証したり、あるいは結果として生じる損害を賠償しなければならぬような取引き——を考えれば、実際のところ、「市場の失敗」はたくさんあることが分かる。この状況をみて、経済学者は様々な政府介入を要請するのである。

あるいは政府介入を正当化するときの根拠として、よく言われる消費者側の無知について考えよう。競合しあう経済社

会政策を評価することは、大衆にとって、食品を選択することよりも一層面倒なことである。だがある面では規制も支持されるが、他の面では支持されない。誰もが政府の介入を認める詐欺 (fraud) の防止について考えよう。新聞記事や政治家の発言には、多くのウソ (false) や誤解を招くような内容が含まれているのは否定のしようがない。事実、ときにはウソ以外のものは何も含まれていない場合さえある。ウソや誤解を招く広告などを政府が規制することはとても望ましいことである、と思われている。だが、連邦取引委員会 (the FTC) に真似て、連邦報道委員会 (a Federal Press Commission) や連邦政治委員会 (a Federal Political Commission) を設立しようという提案は即座に拒否されるであろう。

憲法修正第一条が強く支持されているのは、実際のところアイデア市場への政府介入がたくさんあるということである。私は放送について言及した。しかし、アイデア市場ほど重要な役割をしているわけではないが、教育についてもかなりの規制がおこなわれている。書物やその他の印刷物への政府規制を盛んに止めさせようとしている人たちは教育の領域にもそうした規制があることを知っており、非難している。しかし、もちろん両者には違いがある。教育への政府規制は

政府から受ける資金援助とかその他の手段（強制的に登校させる）をともなっている。そうした手段は知識人たちがもつサービス（能力）への需要を高め、結果として彼らの所得を高めることにもなっている (I.G. West, 一〇二頁をみよ)。一般的に、アイデア市場を自由なままにしておくことを支持する場合の背後にある利己心は教育については違った見方が必要である。

詳細に調査してみると、財市場でも観察できることがアイデア市場でもおこなわれている。すなわち、アイデア市場への参加者たちが政府規制を支援し、自分たちの所得が増える限りでは、競争を規制することを支持しているような場合もあるようだ。ただし、アイデア市場を独占化することにはあまり興味がないようである。市場を制限するような一般的な規制政策は知識人のもつサービスへの需要を減らすことになるだろう。しかし、たぶんもっと大切なことは、大衆が真理そのものよりも真理と虚偽との論争に一層の興味をもっていくということである。作家や演説家のサービスに対する需要はかなりの程度論争となる種があるか否かに依存している。論争そのものがありさえすれば、真理は勝利を勝ち取る必要はない。

料

資

現状を容認するような動きが何であれ、いずれの政策が最も適切なのかという問題が残っている。このことより、政府に与えられている機能が何であれ、政府はいかにそれを遂行するかという問題に答えなければならぬ。もし、二つの市場に関する政府の成果について我々がもっている反感を捨て、もっと一貫した見解を採用しなければ、我々は何か確信のもてる判断をすることができるとは思えない。我々は次のことを決めなければならない。つまり、政府はアイデア市場において、一般的に想定されるように無能なのかどうか——この場合、我々は財市場への政府介入を減らしたい——あるいは財市場において、一般的に想定されるように有能なのかどうか——この場合、我々はアイデア市場への政府介入を増やしたい。もちろん、ある人は中間的な立場——政府はある市場において想定されるように無能で卑近でもなければ、別の市場で想定されるように有能でも公正でもない——を採用することができる。この場合、我々は財市場での政府規制の規模を減らすべきだし、アイデア市場での政府介入を増やしたい。私は、こうした幾つかの考え方のうちいずれが同僚の経済学専門家たちに受け入れられるのかを楽しみにしている。

〔注〕

(1) コース (1950, pp.103-10, pp.192-193) は、イギリスの放送業が独占体であることについて、報道機関がもっている見解を論評している。

参考文献

- R.H. Coase, *British Broadcasting, A Study in Monopoly*, Cambridge, Mass, 1950.
- A. Director, The Parity of the Economic Market Place, *J. of Law and Econ.*, Oct. 1964.
- J. Milton, *Areopagitica, A Speech for the Liberty of Unlicensed Printing*, with introduction and notes by H.B. Cotterill, New York, 1959.
- E.G. West, The Political Economy of American Public School Legislation, *J. of Law and Econ.*, Oct. 1967.
- Beauharnis v. Illinois, 343 U.S. 250, 286, 1952.